

## 株式会社 三栄本社 行動計画

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作る事によって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年5月1日～平成33年4月30日 までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上とする。

- ・男性社員 計画期間内に1人以上取得すること。
- ・女性社員 取得率を80%以上とすること。

対策1：(期間 平成30年5月1日～)

継続的に、出産予定者（又は出産予定者を配偶者に持つ男性社員）に育児休業制度の説明と制度利用の推奨をする。また、新規採用者を含め、すべての従業員への周知を行う。

育児休業取得を申し出た従業員の育児休業取得率は100%を目指す。

目標2：平均して1ヶ月あたりの所定外労働時間の5%削減

対策2：(期間 平成30年5月1日～)

過去の所定外労働時間の確認と、業務効率化に向けた行動計画の立案を行い、月ごとに確認・管理を徹底する。また、保険加入者を増やし、ひとりひとりの負担を軽減させることにより、ライフワークバランスの調和をはかる。

目標3：管理職に占める女性割合を現在の10%から20%以上にする

対策3：(期間 平成30年5月1日～)

女性社員を対象とした内部・外部研修を計画・実施し、中・長期的なキャリア形成をめざす。

また、ヒアリング等を行い、女性社員が安心して働くことができる職場環境を整える。